

「木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書(素案)」に対する

ご意見をお聴かせください

1. 概要

国土交通省中部地方整備局及び独立行政法人水資源機構では、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(以下「実施要領細目」という。)に基づき、木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討を進めています。

このたび、「木曽川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、実施要領細目に示されている検討結果として、「木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書(素案)」(以下、「検討報告書(素案)(※1)」という。)を作成しました。

今後の検討の参考とするため、関係住民の皆様から「ご意見をお聞きする場(※2)」を下記の日時で開催するとともに、文書による「ご意見の募集」をいたします。詳しくは、別添の募集要領をご参照ください。

記

開催予定日時及び開催会場

①岐阜会場 令和6年6月5日(水) 18時00分から20時00分

会場名:ハートフルスクエアG(岐阜県岐阜市橋本町1丁目10番地23)

②名古屋会場 令和6年6月5日(水) 18時00分から20時00分

会場名:ウィルあいち(愛知県名古屋市東区上堅杉町1番地)

③桑名会場 令和6年6月6日(木) 18時00分から20時00分

会場名:パブリックセンター(三重県桑名市中央町3丁目44番地)

※1検討報告書(素案)については、中部地方整備局及び独立行政法人水資源機構中部支社ホームページ並びに閲覧場所にてご覧頂けます。閲覧場所については募集要領の「別表-2 閲覧場所一覧」をご参照ください。

・中部地方整備局ホームページ(検討報告書(素案)掲載 URL)

URL: https://www.cbr.mlit.go.jp/kawatomizu/dam_kentou/index.htm

・独立行政法人水資源機構中部支社ホームページ(検討報告書(素案)掲載 URL)

URL: <https://www.water.go.jp/chubu/chubu/kensho/index.htm>

※2当日は、原則公開で開催します。取材・傍聴をご希望の方は、募集要領の「別紙-3 留意事項(傍聴)」、「別紙-4 留意事項(報道)」をご確認のうえ、事前申し込みをお願いいたします。傍聴される方の席を確保しておりますが、満席となった場合は傍聴をご遠慮頂く場合もありますのでご了承ください。

2. 配付先 中部地方整備局記者クラブ、岐阜県政記者クラブ、三重県政記者クラブ、
名古屋市政記者クラブ
3. 問い合わせ先 国土交通省中部地方整備局
河川部 河川環境課 課長補佐 前田 隆成 TEL 052-953-8151
独立行政法人水資源機構中部支社
次長 末松 義康 TEL 052-231-9631

令和6年5月20日

「木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する
関係住民への意見聴取について

1. 主旨

国土交通省中部地方整備局及び独立行政法人水資源機構では、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「実施要領細目」という。）に基づき、木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討を進めています。

このたび、「木曽川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、実施要領細目に示されている検討結果として、「木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下、「検討報告書（素案）」という。）を作成しました。

今後の検討の参考とするため、関係住民からご意見をお聴きする場（以下、「ご意見をお聴きする場」という。）を開催するとともに、文書によるご意見の募集を実施いたします。

2. 意見聴取対象

「検討報告書（素案）」

3. 意見聴取対象者

（１）「ご意見をお聴きする場」にてご意見を发表いただく方

＜岐阜県＞

岐阜市、大垣市、関市、瑞浪市、羽島市、各務原市、瑞穂市、本巣市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、坂祝町に在住、通勤・通学の方

＜愛知県＞

名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、津島市、刈谷市、犬山市、江南市、稲沢市、東海市、大府市、尾張旭市、高浜市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、扶桑町、大治町に在住、通勤・通学の方

＜三重県＞

桑名市、木曽岬町に在住、通勤・通学の方

（２）文書にてご意見を提出いただく方の対象者は限定いたしません。

4. ご意見の応募方法

(1) 「ご意見をお聴きする場」への応募方法

「検討報告書（素案）」に対して「ご意見を発表いただく方」（以下「意見発表者」という。）は、『別紙－1 留意事項（発表）』を確認した上で、『別紙－2 発表応募用紙』に氏名、住所、電話番号、年代、ご希望の会場名、「検討報告書（素案）」に対する意見の要旨などの必要事項を記載して、「7. 応募用紙の提出先」に記載している提出先までご提出ください。

(2) 「文書によるご意見の募集」への応募方法

「検討報告書（素案）」に対して「文書にてご意見を提出いただく方」（以下「意見者」という。）は、『別紙－5 留意事項（文書）』を確認した上で、『別紙－6 文書応募用紙』に氏名、住所、電話番号、年代、「検討報告書（素案）」に対する意見などの必要事項を記載して、「7. 応募用紙の提出先」に記載している提出先までご提出ください。

5. 「ご意見をお聴きする場」の開催日時及び開催場所

開催日及び開催場所：『別表－1 会場一覧』をご覧ください。

- ・各会場における一人あたりの発表時間は10分を想定し、発表者は8名までとします。受付は、各会場とも応募の先着順とさせていただきます。また、発表順についても同様に応募の先着順といたします。
- ・発表会場について、第一希望の会場の応募が上限に達した場合は、各会場の申し込み状況から第二希望又は第三希望会場での発表についてご案内させていただきますが、第一希望を優先して決定させていただくことについて、あらかじめご了承ください。
- ・第二希望又は第三希望の会場において発表者が上限に達した場合や、応募された時点で全ての会場において発表者が上限に達していた場合については、事務局よりその旨をご連絡させていただきますこと、あらかじめご了承ください。
- ・意見の発表日時などのご案内については郵送にて行わせていただきます。令和6年5月31日（金）に事務局からご案内を発送させていただきます。
電子メールでののご案内を希望された方は電子メールにてご連絡させていただきますが、併せて同様の内容を郵送でもお送りいたします。
- ・なお、発表を希望される方は、期限までに申し込みのあった方に限らせていただきます。

6. 文書によるご意見の募集期間

令和6年5月20日（月）～令和6年6月7日（金）

7. 応募用紙の提出先

「意見発表者」は、『別紙－２ 発表応募用紙』に必要事項を記入の上、(１)の提出先に、(２)の提出期限までに送付してください。

「意見者」は、『別紙－６ 文書応募用紙』に必要事項を記入の上、(１)の提出先に(３)の期限までに送付してください。

(１)『別紙－２ 発表応募用紙』及び『別紙－６ 文書応募用紙』の提出先

独立行政法人水資源機構中部支社 ダム事業課

「木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書(素案)に対する意見聴取」

事務局 宛

①郵送の場合：〒460-0001 名古屋市中区三の丸１丁目２番１号

②FAXの場合：052-231-7516

③電子メールの場合：chubu_water@water.go.jp

※電子メールによる提出の場合は、件名に「意見募集用紙」と記載をお願いします。

(２)『別紙－２ 発表応募用紙』の提出期限

令和６年５月３０日(木) １７時必着

(３)『別紙－６ 文書応募用紙』の提出期限

令和６年６月７日(金) １７時必着

(４)『別紙－２ 発表応募用紙』及び『別紙－６ 文書応募用紙』の入手方法

①インターネットによるホームページからの入手

国土交通省中部地方整備局「検討主体による個別ダムの検証に係る検討」

ホームページ

URL: https://www.cbr.mlit.go.jp/kawatomizu/dam_kentou/index.htm

独立行政法人水資源機構中部支社「検討主体による個別ダムの検証に係る検討」ホームページ

URL: <https://www.water.go.jp/chubu/chubu/kensho/index.htm>

②紙媒体による入手

「８. 検討報告書(素案)」の閲覧又は入手方法」の「(２)紙媒体による「検討報告書(素案)」の閲覧場所」において『別紙－２ 発表応募用紙』及び『別紙－６ 文書応募用紙』を配付しております。

※『別紙－２ 発表応募用紙』または『別紙－６ 文書応募用紙』を使用していない場合でも、『別紙－２ 発表応募用紙』または『別紙－６ 文書応募用紙』の必要事項と同様の事項を記載し、提出いただいた場合には受付いたします。

なお、「意見発表者」については、必ず「ご意見をお聴きする場」にてご意見の発表をする旨がわかるようにしてください。

8. 「検討報告書（素案）」の閲覧又は入手方法

（１）インターネットによる「検討報告書（素案）」の閲覧又は入手の方法

国土交通省中部地方整備局「検討主体による個別ダムの検証に係る検討」

ホームページ

URL: https://www.cbr.mlit.go.jp/kawatomizu/dam_kentou/index.htm

独立行政法人水資源機構中部支社「検討主体による個別ダムの検証に係る検討」

ホームページ

URL: <https://www.water.go.jp/chubu/chubu/kensho/index.htm>

※上記のアドレスから資料として「検討報告書（素案）」並びにその骨子、別冊資料の閲覧又は入手が可能です。

（２）紙媒体による「検討報告書（素案）」の閲覧場所

『別表－２ 閲覧場所一覧』の場所において閲覧が可能です。

※紙媒体により、閲覧いただける資料は「検討報告書（素案）」並びにその骨子、別冊資料です。

（３）「検討報告書（素案）」の閲覧期間及び閲覧時間

①閲覧期間

インターネット：令和６年５月２０日（月）～令和６年６月７日（金）

紙媒体：令和６年５月２１日（火）～令和６年６月７日（金）

※ホームページへの掲載は閲覧期間終了後も継続する予定です。

②紙面閲覧時間

閲覧場所により、閲覧いただける時間が異なります。詳しくは『別表－２ 閲覧場所一覧』をご覧ください。

9. 一般傍聴

「ご意見をお聴きする場」は公開で行いますので傍聴席にて傍聴が可能です。

傍聴は事前登録制とさせていただきますので、傍聴をご希望の方は事前申込みをお願いいたします。なお、傍聴される方の席を確保しておりますが、満席となった場合は傍聴をご遠慮いただく場合もあります。また、動画配信による公開の予定はありません。

詳細につきましては『別紙－３ 留意事項（傍聴）』をご覧ください。

10. 報道関係者の取材について

「ご意見をお聴きする場」は取材が可能です。

取材は、事前登録制とさせていただきますので、取材をご希望の方は事前申込みをお願いいたします。

詳細につきましては『別紙－４ 留意事項（報道）』をご覧ください。

11. 個人情報の取り扱い及び記録等の公表について

「ご意見をお聴きする場」の運営に必要な情報並びに開催結果については次のとおり取得・公表させていただきます。

（１）「ご意見をお聴きする場」の開催結果について

- ・意見の発表は、事務局にて撮影及び録音を行います。発表いただいたご意見については、事務局にて記録しました撮影及び録音記録により、議事録を作成させていただきます。
- ・議事録の作成にあたっては「ご意見をお聴きする場」の終了後、独立行政法人水資源機構中部支社から発表の内容や趣旨に関する確認をさせていただくことがあります。
- ・作成した議事録は中部地方整備局及び独立行政法人水資源機構中部支社ホームページ並びに国土交通省中部地方整備局及び独立行政法人水資源機構が作成を進めている「木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書」並びにその別冊資料に掲載しますので予めご了承ください。
- ・ご意見を発表いただく際に資料を投影した場合はその資料についても公表させていただきます。投影できる資料の詳細については『別紙－１ 留意事項（発表）』の（16）をご覧ください。

（２）いただいたご意見についての検討主体としての考え方について

- ・いただいたご意見については、後日、検討主体としての考え方をお示しさせていただきます。
- ・「ご意見をお聴きする場」にて、いただいたご意見についての検討主体としての考え方をお示しするにあたっては、議事録等からご意見を要約したものを併記させていただきます。
- ・文書にて、いただいたご意見についての検討主体としての考え方をお示しするにあたっては、ご意見を要約したものを併記させていただきます。

（３）個人情報等の取り扱いについて

- ・『別紙－２ 発表応募用紙』及び『別紙－６ 文書応募用紙』の「表面」にご記入いただく個人情報、『別紙－２ 発表応募用紙』の「裏面」にご記入いただく「意見の要旨」について「意見発表者」並びに「意見者」ご本人の許可無く公表する事はい

たしません。

- ・『別紙－２ 発表応募用紙』及び『別紙－６ 文書応募用紙』にご記入いただく属性情報については統計処理を行い、今後の検討の参考とさせていただきます。「ご意見をお聴きする場」にて発表いただけない方の属性情報については統計処理の対象から除外させていただきます。なお、公表する場合は個人が特定できる情報を含めることはありません。
- ・議事録等の性質上、公表する一連の内容に氏名等の個人情報が含まれる場合は対象箇所を黒塗りなどの処理により個人が特定できないものとします。
- ・「ご意見をお聴きする場」は公開にて行いますので一般傍聴並びに報道関係者の取材を可能としています。傍聴並びに取材において、知り得た情報の取扱いについては責任を負うことができません。傍聴者、報道関係者の責任において適切に取扱いいただきますようお願いします。

(４)「各会場における意見発表者数」等の事前公表について

- ・「各会場における意見発表者数」等の情報を「ご意見をお聴きする場」の開催前に公表させていただきます。なお、公表は、「意見発表者」が概ね確定します『別紙－２ 発表応募用紙』の提出期限日以降とさせていただきます。
- ・「各会場における意見発表者数」と併せて、「文書によりいただいた意見数」等を公表させていただきます。事前公表させていただきます情報に個人が特定できるものを含めることはありません。
- ・公表する発表者数等は、当日の状況等により変更となる場合がありますのでご了承ください。

12. 事務局

国土交通省 中部地方整備局 河川部 河川環境課

〒460-8514 名古屋市中区三の丸２丁目５番１号 名古屋合同庁舎２号館

TEL：052-953-8148 FAX：052-953-8351

独立行政法人水資源機構 中部支社 ダム事業課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸１丁目２番１号

TEL：052-231-7541 FAX：052-231-7516

電子メール：chubu_water@water.go.jp

「木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する 意見の発表にあたっての留意事項

「木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下「検討報告書（素案）」という。）について、岐阜県（岐阜市、大垣市、関市、瑞浪市、羽島市、各務原市、瑞穂市、本巣市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、坂祝町）、愛知県（名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、津島市、刈谷市、犬山市、江南市、稲沢市、東海市、大府市、尾張旭市、高浜市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、扶桑町、大治町）、三重県（桑名市、木曽岬町）に在住、通勤・通学の皆様からご意見をお聴きするものです。（以下「ご意見をお聴きする場」という。）

「ご意見をお聴きする場」への応募にあたっての留意事項

- （１）意見の発表は、お一人につき、３会場のいずれか１会場において１回とします。
- （２）『別紙－２ 発表応募用紙』の裏面にご記入いただく、「意見の要旨」については、「ご意見をお聴きする場」にてご意見を正確に聴取させていただくための基礎資料とさせていただきます。
また、『別紙－２ 発表応募用紙』の裏面に併せてご記入いただきます属性情報（住所、年代）の取り扱いについては『別添 募集要領』の「11. 個人情報の取り扱い及び記録等の公表について」をご確認ください。
- （３）電話でのご意見は受け付けておりません。
- （４）いただいた「意見の要旨」及び「ご意見をお聴きする場」にていただいたご意見については、内容や要旨について事務局より確認させていただく場合があります。
- （５）「ご意見をお聴きする場」にていただいたご意見については、文書によるご意見として扱うことはいたしかねます。希望される場合は、お手数ですが『別紙－６ 文書応募用紙』での応募も併せて行っていただきますようお願いします。

「ご意見をお聴きする場」での発表にあたっての留意事項

- （６）ご意見を発表いただける方（以下「意見発表者」という。）は、「ご意見をお聴きする場」の開始１５分前まで受付前にお集まりください。
なお、受付時間に間に合わない場合については、連絡をお願いします。その際は、発表順序を変更させていただく場合があります。

- (7) 「意見発表者」は、受付の者に氏名及び「意見発表者」である旨をお伝えください。
- (8) 意見の発表は、お一人につき10分以内での発表とさせていただきます、次の方の発表もありますので時間厳守をお願いします。
- また、発表時間終了の2分前、1分前にそれぞれ予告ベルを鳴らせていただきますので発表の参考としてください。発表時間10分が経過した時点で発表を終了とさせていただきます。
- (9) 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、会場内での使用をお控えください。
- (10) 会場内での飲食・喫煙はご遠慮ください。
- (11) 手荷物・貴重品の管理は各自にてお願いします。
- (12) 「意見発表者」は、「ご意見をお聴きする場」において、(16)でいう資料以外のビラ、チラシ等の配付及び掲示等はできません。また、鉢巻、ゼッケン等の着用、その他の方法により、自らの意見等を表明することはできません。
- (13) 意見の発表は、事前に提出していただきます『別紙ー2 発表応募用紙』の「意見の要旨」に沿って発表してください。
- (14) 「ご意見をお聴きする場」にて、いただいたご意見については、後日、検討主体としての考え方をお示しさせていただく予定です。いただいたご意見やその他ご質問について、その場での答えはいたしかねますので、ご了承ください。
- (15) 意見の発表において下記に該当する内容については無効といたします。
- ・ 個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・ 個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・ 個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・ 法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・ 営業活動等営利を目的とした内容
 - ・ その他、「検討報告書（素案）」に関係のない内容
- (16) 意見の発表時に発表内容を分かりやすくするため、紙面資料を提示したい場合は、書画カメラ（Over Head Camera）にて投影ができますので受付へ提出してください。
- ・ 書画カメラ（Over Head Camera）の操作は事務局の者が行いますので資料の切り換えなどの作業については適宜、ご指示ください。
 - ・ 紙面資料はA4用紙両面印刷2枚（片面印刷4枚）まででお願いします。
 - ・ 事務局にてコピー及び傍聴席などへの配布をすることはできません。なお、「意見発表者」にて配布される場合は、「開会前」に配布が完了するようにお願いします。

- ・ 資料を投影していただける時間は意見発表者の持ち時間 10 分とさせていただきます。
- ・ 紙面資料の提出については、発表日の受付時とさせていただきます。なお、事前に事務局宛てに送付された紙面資料を発表時にご用意することはいたしかねます。
- ・ 提出いただいた紙面資料の返却を希望される場合は、後日郵送にて返却させていただきますので事務局に申し出ください。(郵送は、事前に提出いただいています『別紙－2 発表応募用紙』にご記入いただいた住所へ送らせていただきます。)

(17) 他の方の発言の支障とならないよう、会議中のご発言はご遠慮ください。進行に支障があると判断される場合には、退室いただく場合があります。

表 面

「木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する
意見について

（受付番号： _____）

受付番号は事務局で記入します（記入不要）

国土交通省中部地方整備局長
独立行政法人水資源機構中部支社長 宛

（ふりがな）

届出者 氏 名 _____
郵便番号 _____
住 所 _____
電話番号 _____

「木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書（素案）」について、意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して応募します。

【留意事項等】

- 1 意見を発表される方のご氏名（ふりがな）、ご住所、お電話番号などを記入願います。
※後日、日程調整などを行うにあたり必要となりますので必ずご記入願います。
- 2 「ご意見をお聴きする場」にて発言された内容については、議事録として公表します。
- 3 裏面にご記入いただく「意見の要旨」については日本語でのご記入をお願いします。
- 4 「ご意見をお聴きする場」は、複数箇所にて行う予定です。ご希望の会場名を『別表－１ 会場一覧』から選択して最大、第３希望まで記入してください。会場の決定等の詳細については、「別添 募集要領」の５．をご参照ください。

希望会場名 第１希望（ _____ ）
第２希望（ _____ ）
第３希望（ _____ ）

※希望会場は、第１希望のみご記入されるだけでも構いません。

- 4 発表日時並びに会場のご連絡については郵送にて行わせていただきます。
電子メールでのご連絡をご希望される場合はメールアドレスの記入をお願いします。
※電子メールをご希望される場合についても同様の内容を郵送にて送らせていただきます。

メールアドレス： _____

属性情報（統計処理をしたものを公表します。）

住所 _____ 市・町
年代（○で囲んで下さい） 10代・20代・30代・40代・50代・60歳以上

意見の要旨（当日、発表された内容を議事録として公表します。）

<当日の発表予定の時間を下記に記入してください>

発表予定時間： _____ 分

※意見の要旨の記載にあたっては、予め発表時間を10分以内と想定した上で記載してください。

※楷書横書きで、できるだけ400文字以内で記載してください。

「木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する
意見の傍聴にあたっての留意事項

「木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下「検討報告書（素案）」という。）について、岐阜県（岐阜市、大垣市、関市、瑞浪市、羽島市、各務原市、瑞穂市、本巣市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、坂祝町）、愛知県（名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、津島市、刈谷市、犬山市、江南市、稲沢市、東海市、大府市、尾張旭市、高浜市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、扶桑町、大治町）、三重県（桑名市、木曽岬町）に在住、通勤・通学の皆様からご意見をお聴きするものです。（以下「ご意見をお聴きする場」という。）

「ご意見をお聴きする場」での傍聴の手続きと入場について

- （１）添付の「傍聴申込書」にて事前登録をお願いします。
- （２）受付時間以降に来場された方は、定員を超えない範囲で発表の間等に入場していただきます。
- （３）会場への入場にあたっては係員の指示に従ってください。

「ご意見をお聴きする場」での傍聴にあたっての注意事項

- （４）携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、会場内での使用をお控えください。
- （５）会場内での飲食・喫煙はご遠慮ください。
- （６）手荷物・貴重品の管理は各自にてお願いします。
- （７）会場では着席のうえ、静粛に傍聴してください。発言、拍手、ビラ・プラカード等の持ち込み、鉢巻、ゼッケン等の着用、その他の方法により自らの意見等を表明することはできません。
- （８）円滑な運営を図るため、フラッシュ等を用いたビデオ・カメラ等での撮影はご遠慮ください。撮影した画像・映像などの取り扱いについて、意見発表者及び傍聴者個人が特定される様なものについては対象者の了解を得た上での取り扱いとしてください。これにより、対象者との間で問題が生じた場合に「関係住民からのご意見をお聴きする場」の運営者が責を負うことはできません。また、進行の支障となる場合は退室等をお願いいただく場合があります。

- (9) その他、会場等の秩序を乱す行為や、発言者の発言を妨害する行為はできません。
また、「ご意見をお聴きする場」にて、いただいたご意見については、後日、検討主体としての考え方を、お示しさせていただく予定です。いただいたご意見やその他のご質問について、その場での答えはいたしかねますので、ご了承ください。
- (10) 傍聴される方は、上記留意事項のほか、係員の指示に従ってください。お守りいただけないときは進行に支障があると判断し、退室いただく場合があります。

「傍聴申込書」

「ご意見をお聴きする場」

傍聴申込書

当会議の傍聴をご希望される方は、事前登録のためこちらの傍聴申込書をご記入のうえ、
期限までにFAXまたはメールにて送信をお願いいたします。

送信期限 令和6年6月3日（月）12時00分まで

1. 傍聴者

(1) お 名 前 _____

(2) ご 連 絡 先 TEL _____

FAX _____

※FAX でのご連絡をご希望の方は FAX 番号のご記入をお願いします。

(3) ご希望会場 岐阜会場 ・ 愛知会場 ・ 三重会場

※ご希望の会場に丸囲みなどをお願いします。

送信先

FAX番号 0585-22-5217

メールアドレス waterkisodo@nifty.com

※今回、ご記入いただきました個人情報については、「木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する関係住民からの意見聴取の運営以外には使用いたしません。

「木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する 意見の取材にあたっての留意事項

「木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下「検討報告書（素案）」という。）について、岐阜県（岐阜市、大垣市、関市、瑞浪市、羽島市、各務原市、瑞穂市、本巣市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、坂祝町）、愛知県（名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、津島市、刈谷市、犬山市、江南市、稲沢市、東海市、大府市、尾張旭市、高浜市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、扶桑町、大治町）、三重県（桑名市、木曽岬町）に在住、通勤・通学の皆様からご意見をお聴きするものです。（以下「ご意見をお聴きする場」という。）

「ご意見をお聴きする場」での報道関係者の手続きと入場について

- （１）添付の「取材登録書」にて事前登録をお願いします。
- （２）会場の都合上、報道関係者及び傍聴者が多い場合には資機材等の搬入制限をさせていただきますことがありますので、ご了承ください。
- （３）受付時間以降に来場された方は、発表の間等に入場していただきます。
- （４）会場への入場にあたっては係員の指示に従ってください。

「ご意見をお聴きする場」での報道関係者の取材にあたっての留意事項

- （５）携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、会場内での使用をお控えください。
- （６）会場内での飲食・喫煙はご遠慮ください。
- （７）資機材・貴重品の管理は各社にてお願いします。
- （８）円滑な運営を図るため、フラッシュ等を用いたビデオ・カメラ等での撮影はご遠慮ください。また、傍聴席より前方及び傍聴の妨げとなる位置での撮影はご遠慮ください。
- （９）会場の状況により、カメラ等の設置台数の制限や資機材等の移動等をお願いする場合があります。
- （１０）意見発表者及び傍聴者への個人が特定される様な取材及び撮影については各社にて対象者の了解を得た上で行ってください。これにより対象者との間で問題が生じた場合に「ご意見をお聴きする場」の運営者が責を負うことはできません。また、

進行の支障となる場合は退室等をお願いいただく場合があります。

- (11) 「ご意見をお聴きする場」にて、いただいたご意見については、後日、検討主体としての考え方を、お示しさせていただく予定です。いただいたご意見やその他ご質問について、その場での答えはいたしかねますので、ご了承ください。
- (12) 意見発表者が発表にあたり使用する資料等について、国土交通省中部地方整備局及び独立行政法人水資源機構からお渡しすることはできませんのでご了承ください。
- (13) 会場内では、必ず社名入りの腕章等を着用し、上記留意事項のほか、会場の係員の指示に従ってください。お守りいただけないときは進行に支障があると判断し、退室いただく場合があります。

「取材登録書」

「ご意見をお聴きする場」

取材登録書

当会議の取材をご希望される報道機関におかれましては、事前登録のためこちらの取材登録書をご記入のうえ、期限までにFAXまたはメールにて送信をお願いいたします。

送信期限 令和6年6月3日（月）12時00分まで

1. 報道機関名 _____

2. 取材者

岐阜会場

①お名前（複数名の場合、代表者名） _____

②ご連絡先 TEL _____

③取材人数 _____ 人

愛知会場

①お名前（複数名の場合、代表者名） _____

②ご連絡先 TEL _____

③取材人数 _____ 人

三重会場

①お名前（複数名の場合、代表者名） _____

②ご連絡先 TEL _____

③取材人数 _____ 人

送信先

FAX番号

0585-22-5217

メールアドレス waterkisodo@nifty.com

「木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する
文書による意見の募集にあたっての留意事項

「木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下「検討報告書（素案）」という。）について、広くご意見をお聴きするものです。（以下「ご意見をお聴きする場」という。）

「文書によるご意見の募集」への応募にあたっての留意事項

- （１）ご意見が 400 字を超える場合は、『別紙－６ 文書応募用紙』にご意見の要旨をご記入いただき、ご意見については、自由用紙にご記入いただき、併せて提出をお願いします。
- （２）『別紙－６ 文書応募用紙』の裏面に併せてご記入いただきます属性情報（住所、年代）の取り扱いについては『別添 募集要領』の「11. 「ご意見をお聴きする場」に関する個人情報の取り扱い及び記録等の公表について」をご確認ください。
- （３）電話でのご意見は受け付けておりません。
- （４）皆様からいただいたご意見については、後日、検討主体としての考え方を、お示しさせていただく予定です。いただいたご意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨ご了承願います。
- （５）ご意見において下記に該当する内容については無効といたします。
 - ・ 個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・ 個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・ 個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・ 法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・ 営業活動等営利を目的とした内容
 - ・ その他、「検討報告書（素案）」に関係のない内容
- （６）いただいたご意見については内容や要旨について事務局より確認させていただく場合があります。
- （７）「ご意見の募集」への応募をいただいたご意見については「ご意見をお聴きする場」での発表希望として扱うことはいたしかねます。希望される場合は、お手数ですが『別紙－２ 発表応募用紙』での応募も併せて行っていただきますようお願いいたします。

表 面

「木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する
意見について

（受付番号： _____ ）

受付番号は事務局で記入します（記入不要）

国土交通省中部地方整備局長
独立行政法人水資源機構中部支社長 宛

（ふりがな）

届出者 氏 名 _____
郵便番号 _____
住 所 _____
電話番号 _____

「木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書（素案）」について、意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して応募します。

【留意事項等】

- 1 意見を発表される方のご氏名（ふりがな）、ご住所、お電話番号などを記入願います。
※後日、内容及び要旨の確認などを行うにあたり必要となりますので必ずご記入願います。
- 2 「文書によるご意見の募集」にて応募された内容については、報告書にて公表します。
- 3 裏面にご記入いただく「ご意見」については日本語でのご記入をお願いします。
- 4 裏面にご記入いただく「ご意見」について、400文字を超える場合はご意見の要旨をご記入願います。その場合、ご意見については自由用紙にご記入いただき、ご意見の要旨と併せて提出をお願いします。

属性情報（統計処理をしたものを公表します。）

住所 _____ 市・町
年代（○で囲んで下さい） 10代・20代・30代・40代・50代・60歳以上

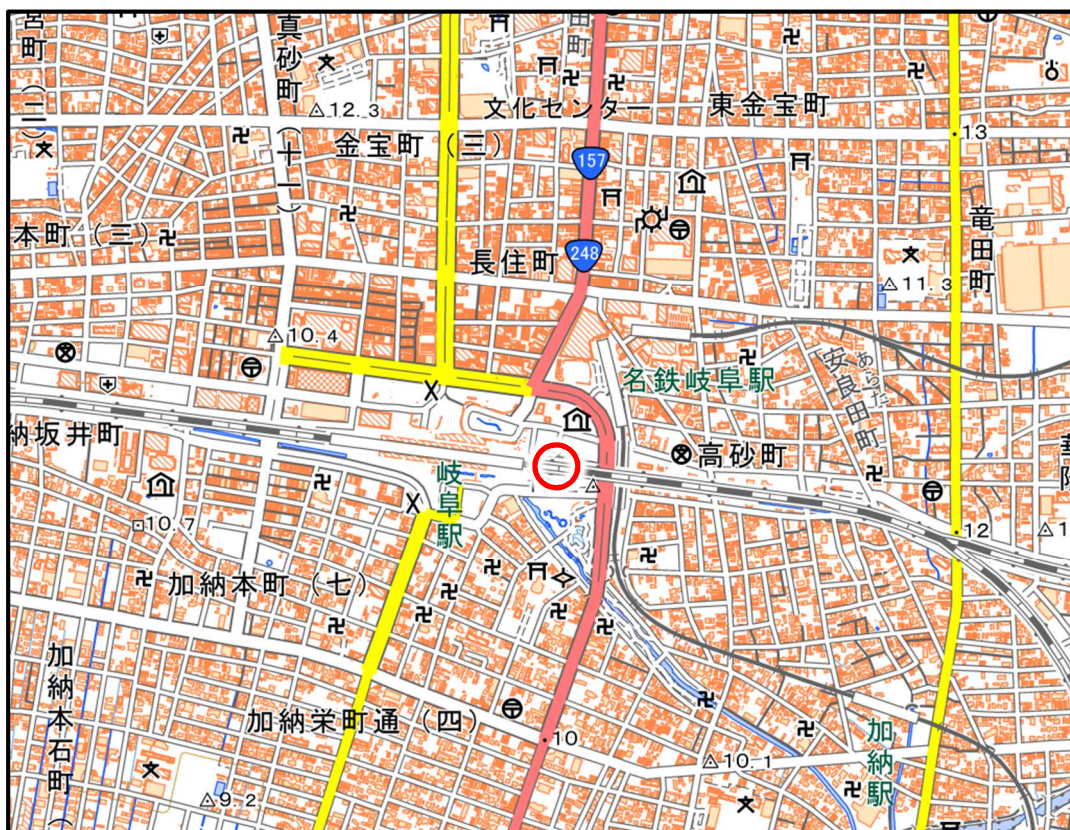
ご意見（公表します。）

※楷書横書きで、できるだけ400文字以内で記載してください。

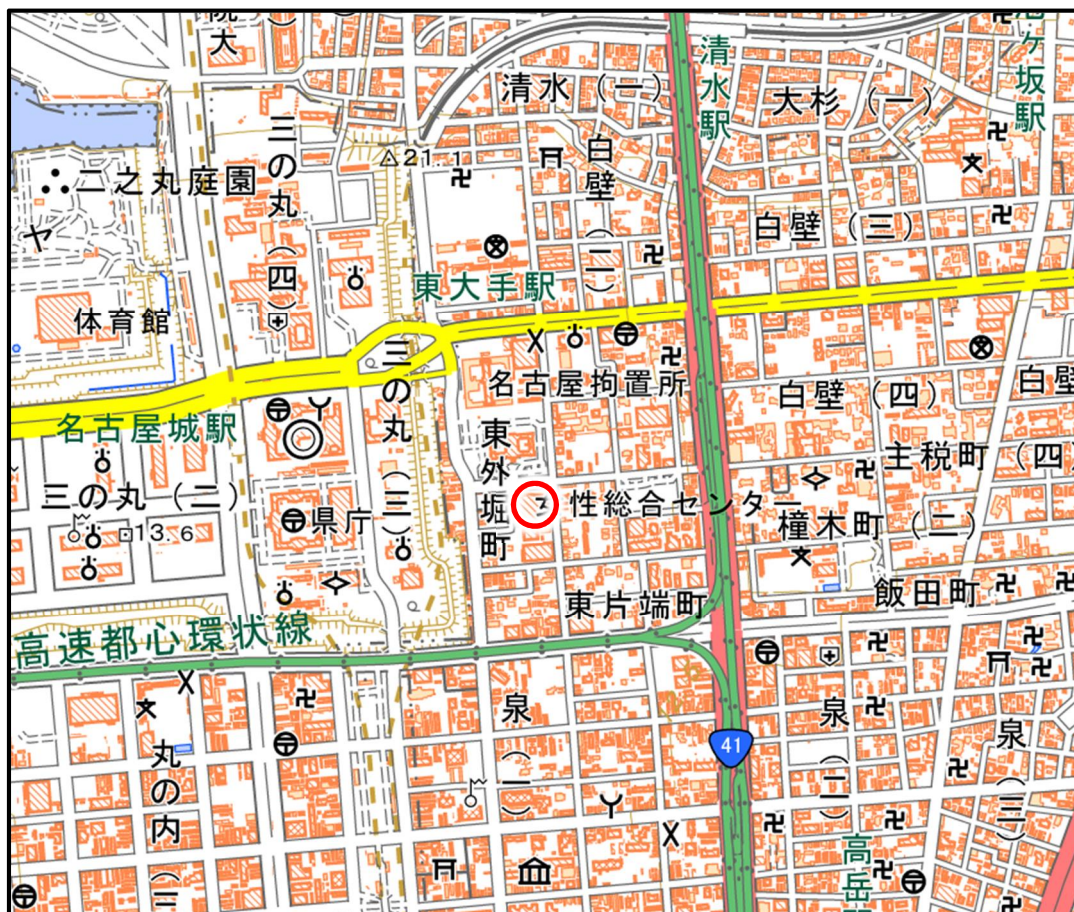
「木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する
 関係住民への意見聴取について（ご意見をお聴きする場）
 《会場の一覧》

会 場	開催予定日	開催予定時間
①岐阜会場（岐阜市） 会場名：ハートフルスクエア－G 所在地：岐阜県岐阜市橋本町1丁目10番地23 駐車場：有料 傍聴席：約120名	6月5日（水）	18：00 ～ 20：00まで
②名古屋会場（名古屋市） 会場名：ウィルあいち 所在地：愛知県名古屋市東区上堅杉町1番地 駐車場：有料 傍聴席：約90名	6月5日（水）	18：00 ～ 20：00まで
③桑名会場（桑名市） 会場名：パブリックセンター 所在地：三重県桑名市中央町3丁目44番地 駐車場：無料 傍聴席：約120名	6月6日（木）	18：00 ～ 20：00まで

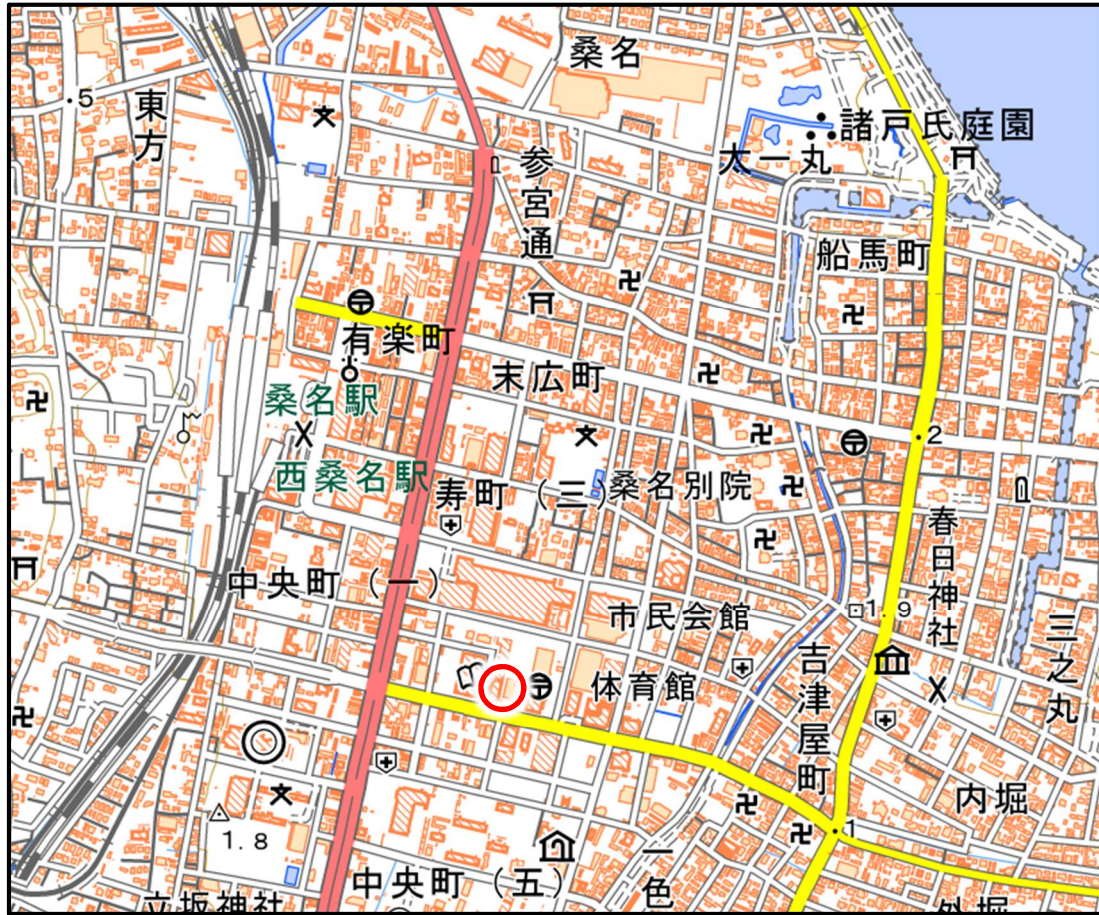
① 「ハートフルスクエアG」へのアクセス



② 「ウィルあいち」へのアクセス



③ 「パブリックセンター」へのアクセス



「木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する
関係住民への意見聴取について

《閲覧場所の一覧》

閲覧期間：令和６年５月２１日～令和６年６月７日

閲覧場所	閲覧可能時間
国土交通省 中部地方整備局 所在地：愛知県名古屋市中区三の丸２丁目５番１号 名古屋合同庁舎２号館 ７階 閲覧室	９：３０ ～ １１：４５ １３：００ ～ １７：００ ※土日、祝日除く
国土交通省 中部地方整備局 木曽川上流河川事務所 所在地：岐阜県岐阜市忠節町５丁目１番地 木曽川上流河川事務所 １階 情報閲覧室	８：３０ ～ １７：１５ ※土日、祝日除く
国土交通省 中部地方整備局 木曽川下流河川事務所 所在地：三重県桑名市大字福島４６５ 木曽川下流河川事務所 ２階 閲覧コーナー	８：３０ ～ １７：１５ ※土日、祝日除く
独立行政法人水資源機構中部支社 所在地：愛知県名古屋市中区三の丸１丁目２番１号 中部支社 １階 情報公開室	８：４５ ～ １７：１５ ※土日、祝日除く
独立行政法人水資源機構 木曽川水系連絡導水路建設所 所在地：岐阜県揖斐郡揖斐川町長良３１９－１ 木曽川水系連絡導水路建設所 １階 資料コーナー	８：３０ ～ １７：００ ※土日、祝日除く
独立行政法人水資源機構 愛知用水総管理所 所在地：愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字片平山２５－２５ 愛知用水総管理所 １階 資料コーナー	８：３０ ～ １７：００ ※土日、祝日除く
独立行政法人水資源機構 木曽川用水総管理所 所在地：愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東２６－１ 木曽川用水総管理所 １階 資料コーナー	８：３０ ～ １７：００ ※土日、祝日除く
独立行政法人水資源機構 徳山ダム管理所 所在地：岐阜県揖斐郡揖斐川町開田４４８ 徳山ダム管理所 １階 資料コーナー	８：３０ ～ １７：００ ※土日、祝日除く
独立行政法人水資源機構 長良川河口堰管理所 所在地：三重県桑名市長島町十日外面１３６ 長良川河口堰管理所 １階 資料コーナー	８：３０ ～ １７：００ ※土日、祝日除く
岐阜県庁 所在地：岐阜市藪田南二丁目１番１号 岐阜県庁本庁舎 １階 北西待合スペース	８：３０ ～ １７：１５ ※土日、祝日除く

閲覧場所	閲覧可能時間
愛知県庁 所在地：愛知県名古屋市中区三の丸二丁目3番2号 愛知県自治センター 建設局水資源課	8：45 ～ 17：30 ※土日、祝日除く
三重県庁 所在地：三重県津市広明町13番地 三重県庁本庁舎 県土整備部河川課	8：30 ～ 17：15 ※土日、祝日除く
岐阜市役所 所在地：岐阜県岐阜市司町40番地1 岐阜市役所 本庁舎 基盤整備部広域事業推進課	8：45 ～ 17：30 ※土日、祝日除く
大垣市役所 所在地：岐阜県大垣市丸の内二丁目29番地 大垣市役所 本庁舎 建設部治水課	8：30 ～ 17：15 ※土日、祝日除く
関市役所 所在地：岐阜県関市若草通三丁目1番地 関市役所 本庁舎 基盤整備部土木課	8：30 ～ 17：15 ※土日、祝日除く
瑞浪市役所 所在地：岐阜県瑞浪市上平町一丁目1番地 瑞浪市役所 本庁舎 建設部上下水道課	8：30 ～ 17：15 ※土日、祝日除く
羽島市役所 所在地：岐阜県羽島市竹鼻町55 羽島市役所 新庁舎 建設部土木監理課	8：30 ～ 17：15 ※土日、祝日除く
各務原市役所 所在地：岐阜県各務原市那加桜町一丁目69番地 各務原市役所 本庁舎 都市建設部建設管理課	8：30 ～ 17：15 ※土日、祝日除く
瑞穂市役所 巢南庁舎 所在地：岐阜県瑞穂市宮田300番地2 瑞穂市役所 巢南庁舎 1階ロビー	8：30 ～ 17：15 ※土日、祝日除く
本巣市役所 所在地：岐阜県本巣市三橋1101番地6 本巣市役所 糸貫分庁舎 都市建設部建設課	8：30 ～ 17：15 ※土日、祝日除く
海津市役所 所在地：岐阜県海津市海津町高須515 海津市役所 本庁舎 都市建設部建設都市計画課	8：30 ～ 17：15 ※土日、祝日除く
岐南町役場 所在地：岐阜県羽島郡岐南町八剣七丁目107番地 岐南町役場 土木部土木課	8：30 ～ 17：15 ※土日、祝日除く
笠松町役場 所在地：岐阜県羽島郡笠松町司町1番地 笠松町役場 建設部建設課	8：30 ～ 17：15 ※土日、祝日除く

閲覧場所	閲覧可能時間
養老町役場 所在地：岐阜県養老郡養老町高田798番地 養老町役場 産業建設部建設課	8：30 ～ 17：15 ※土日、祝日除く
神戸町役場 所在地：岐阜県安八郡神戸町神戸1111番地 神戸町役場 産業建設部建設課	8：30 ～ 17：15 ※土日、祝日除く
輪之内町役場 所在地：岐阜県安八郡輪之内町四郷2530-1 輪之内町役場 建設課	8：30 ～ 18：00 ※土日、祝日除く
安八町役場 所在地：岐阜県安八郡安八町氷取161番地 安八町役場 まちづくり推進課	8：30 ～ 17：15 ※土日、祝日除く
揖斐川町役場 所在地：岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪133番地 揖斐川町役場 産業建設部建設課	8：30 ～ 17：15 ※土日、祝日除く
大野町役場 所在地：岐阜県揖斐郡大野町大字大野80番地 大野町役場 産業建設部建設課	8：30 ～ 17：15 ※土日、祝日除く
池田町役場 所在地：岐阜県揖斐郡池田町六之井1468番地の1 池田町役場 建設部建設課	8：30 ～ 17：15 ※土日、祝日除く
坂祝町役場 所在地：岐阜県加茂郡坂祝町取組46-18 坂祝町役場 産業建設課	8：30 ～ 17：15 ※土日、祝日除く
名古屋市役所 所在地：愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所 西庁舎 1階 市民情報センター	8：45 ～ 17：15 ※土日、祝日除く
一宮市役所 所在地：愛知県一宮市本町2丁目5番6号 一宮市役所 本庁舎 建設部治水課	8：30 ～ 17：15 ※土日、祝日除く
瀬戸市役所 所在地：愛知県瀬戸市追分町64番地の1 瀬戸市役所 本庁舎 都市整備部水道課	8：30 ～ 17：15 ※土日、祝日除く
春日井市役所 所在地：愛知県春日井市鳥居松町五丁目44番地 春日井市役所 本庁舎 上下水道部上下水道経営課	8：30 ～ 17：15 ※土日、祝日除く
津島市役所 所在地：愛知県津島市立込町二丁目21番地 津島市役所 本庁舎 建設産業部都市整備課	8：30 ～ 17：15 ※土日、祝日除く

閲覧場所	閲覧可能時間
刈谷市役所 所在地：愛知県刈谷市東陽町一丁目1番地 刈谷市役所 本庁舎 水資源部水道課	8:30 ~ 17:15 ※土日、祝日除く
犬山市役所 所在地：愛知県犬山市大字犬山字東畑36 犬山市役所 本庁舎 1階ロビー	8:30 ~ 17:15 ※土日、祝日除く
江南市役所 所在地：愛知県江南市赤童子町大堀90 江南市役所 本庁舎 1階ロビー	8:30 ~ 17:15 ※土日、祝日除く
稲沢市役所 所在地：愛知県稲沢市稲府町1 稲沢市役所 第2分庁舎 建設部治水課	8:30 ~ 17:15 ※土日、祝日除く
東海市役所 所在地：愛知県東海市中央町一丁目1番地 東海市役所 本庁舎 水道部水道課	8:30 ~ 17:15 ※土日、祝日除く
大府市役所 所在地：愛知県大府市中央町五丁目70番地 大府市役所 本庁舎 水と緑の部水道工務課	8:30 ~ 17:15 ※土日、祝日除く
尾張旭市役所 所在地：愛知県尾張旭市東大道町原田2600-1 尾張旭市役所 本庁舎 上下水道部上水道課	8:30 ~ 17:15 ※土日、祝日除く
高浜市役所 所在地：愛知県高浜市青木町四丁目1番地2 高浜市役所 本庁舎 都市政策部上下水道グループ	8:30 ~ 17:15 ※土日、祝日除く
豊明市役所 所在地：愛知県豊明市新田町子持松1番地1 豊明市役所 本庁舎 経済建設部土木課	8:30 ~ 17:15 ※土日、祝日除く
日進市役所 所在地：愛知県日進市蟹甲町池下268番地 日進市役所 本庁舎 都市整備部下水道課	8:30 ~ 17:15 ※土日、祝日除く
愛西市役所 所在地：愛知県愛西市稲葉町米野308番地 愛西市役所 本庁舎 産業建設部土木課	8:30 ~ 17:15 ※土日、祝日除く
清須市役所 所在地：愛知県清須市須ヶ口1238番地 清須市役所 本庁舎 建設部上下水道課	8:30 ~ 17:15 ※土日、祝日除く
北名古屋市役所西庁舎 所在地：北名古屋市中西之保清水田15番地 北名古屋市役所 西庁舎 建設部下水道課	8:30 ~ 17:15 ※土日、祝日除く

閲覧場所	閲覧可能時間
弥富市役所 所在地：愛知県弥富市前ヶ須町南本田335 弥富市役所 建設部土木課	8：30 ～ 17：15 ※土日、祝日除く
みよし市役所 所在地：愛知県みよし市三好町小坂50番地 みよし市役所 本庁舎 都市建設部下水道課	9：00 ～ 17：00 ※土日、祝日除く
あま市役所 所在地：愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地 あま市役所 本庁舎 建設産業部土木課	8：30 ～ 17：15 ※土日、祝日除く
長久手市役所 所在地：愛知県長久手市坊の後106番地 長久手市浄化センター 建設部下水道課	8：30 ～ 17：15 ※土日、祝日除く
東郷町役場 所在地：愛知県愛知郡東郷町春木羽根穴1番地 東郷町役場 都市環境部下水道課	8：30 ～ 17：15 ※土日、祝日除く
扶桑町役場 所在地：愛知県丹羽郡扶桑町高雄天道330 扶桑町役場 産業建設部土木農政課	8：30 ～ 17：15 ※土日、祝日除く
大治町役場 所在地：愛知県海部郡大治町馬島大門西1-1 大治町役場 建設部都市整備課	8：30 ～ 17：15 ※土日、祝日除く
桑名市役所 所在地：三重県桑名市中央町二丁目37番地 桑名市役所 社会基盤整備部土木課	8：30 ～ 17：15 ※土日、祝日除く
木曽岬町役場 所在地：三重県桑名郡木曽岬町西対海地251番地 木曽岬町役場 建設課	8：30 ～ 17：15 ※土日、祝日除く

※資料等に関する質問については『別添』の事務局へお問い合わせください。